

## 学校教育充実支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する学校教育充実支援事業について必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語)

第2条 この要綱において、学校教育充実支援事業とは、いじめ・不登校・生徒指導上等の課題を考慮し、教育委員会が特に必要であると認める場合において、課題に応じたきめ細かな教育活動の推進を図るため、課題に対応する主担を配置、または増学級を行い支援学級児童・生徒を含めて小学校1年生～4年生においては35人学級、小学校5年生以上においては40人学級編制とする事業をいう。

### (事業実施の手続き等)

第3条 学校教育充実支援事業の実施を希望する学校の校長は、事業を実施しようとする年度の初日の2カ月前までに「学校教育充実支援事業実施計画書」（別紙様式1）に「学校教育充実支援事業実施願」（別紙様式2）を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の計画書及び実施願の提出を受けたときは、当該事業の実施の可否を決定するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による事業の実施の可否の決定に当たっては、あらかじめ学校教育充実支援事業実施審査会に意見を聴かなければならない。

4 前項の審査会の組織等については、教育長が別に定める。

5 教育委員会は、第2項の規定による決定をした学校の校長に対し、「学校教育充実支援事業実施対象校決定通知書」（別紙様式3）により通知するものとする。

6 教育委員会は、第2項の規定による決定をしたときは、これらの事業の実施に伴い必要となる講師の配置に係る手続きを速やかに行わなければならない。

7 前項の講師は、会計年度任用職員の給与に関する規則（平成24年豊中市規則第148号）別表第1に規定する学校教育充実支援講師または一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）第10条の4第1項に規定する小・中学校任期付常勤講師をもって充てる。

8 教育委員会は、同一年度に同一校の2以上の学年において、学校教育充実支援事業を実施することはできない。

9 前条の規定に関わらず、令和2年（2020年）11月24日時点で教育委員会として義務教育学校への移行計画を有する小中学校（庄内小、庄内南小、庄内西小、野田小、島田小、千成小、第七中、庄内さくら学園中）は別途協議に応じる。

### (講師の業務)

第4条 前条第7項の規定により配置された講師は勤務校の他、教育委員会が指定する学校において次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 教科指導及び教科指導に伴う教材準備、採点・評価等

(2) 担当学年に係る打ち合わせ等

(3) その他、校長が必要と認める校務

### (事業に要する経費)

第5条 学校教育充実支援事業の実施に要する経費の額は、教育委員会が予算の範囲内で定める。

### (細目)

第6条 前各条に定めるもののほか、学校教育充実支援事業の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則  
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則  
この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から実施する。

附 則  
この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から実施する。

附 則  
この要綱は、平成 30 年（2018 年）2 月 7 日から実施する。

附 則  
この要綱は、令和 2 年（2020 年）1 月 1 日から実施する。

附 則  
この要綱は、令和 2 年（2020 年）11 月 24 日から実施する。

附 則  
この要綱は、令和 3 年（2021 年）12 月 28 日から実施する。

附 則  
この要綱は、令和 4 年（2022 年）2 月 22 日から実施する。